

(公印省略)  
学字第35-23号  
令和3年6月14日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 廣田 暢実

まん延防止等重点措置終了のお知らせと感染拡大防止対策のための資料送付について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、6月10日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示が行われました。

各市町村におかれましては、引き続き、貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。

また、私学・子育て支援課では、別添のとおり「保護者の皆様へお願い」という感染拡大防止対策のための資料を多言語で作成いたしましたので、必要に応じて御活用ください。

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622 (子育て支援係)

027-897-2689 (保育係)

## 保護者の皆様へお願い

- 1 マスクの着用（子どもは必要に応じて）  
こまめな手洗い  
毎日の体温測定を忘れずに。
  
- 2 以下の場合は、施設に連絡をして、登園させないでください。
  - （1）子どもが発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合
  
  - （2）子どもや同居家族が濃厚接触者と認定された場合
  
  - （3）子どもや同居家族がPCR検査、抗原検査等を受けることになった場合